

瀬戸内市監査委員公表第3号

平成28年度定期監査結果報告に基づく措置状況の公表について

平成28年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が瀬戸内市長からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年12月24日

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

瀬戸内市監査委員 小 野 田 光

所管部署	福祉部いきいき長寿課
意見（要望事項）	措置の内容
<p>補助金を交付した先の補助事業者において、毎年繰越金が生じている事態は、会計年度独立の原則、補助事業の適正な執行等の上で適切でないと認められる。したがって、経済性、有効性の観点から、補助金の交付額を、補助事業者において多額の繰越金が発生しない程度にまで減額するなどの検討をする必要があると認められる。</p>	<p>ご意見の件につきましては、新年度の補助金交付までの間の運転資金が必要であることを確認し、繰越金が生じることを容認することとしました。なお、ご意見のとおり年度末前には状況確認を行い、必要額の確認を行いながら、対応することとしています。</p>